

役員等規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人日本オリンピック委員会（以下、「JOC」という）、および国際体操連盟（以下、「FIG」という）が制定した憲章に準拠し、体操の健全な普及・発展を図る目的をもって、公益財団法人日本体操協会（以下、「本会」という）へ登録した役員、指導者、審判員および体操愛好者（以下、役員等という）の資格を規制することを目的とする。

(役員等の定義)

第2条 本規程でいう役員等とは、体操競技、新体操、トランポリンおよびアクロ体操の男女の本会登録役員、指導者、審判員および体操愛好者（一般体操を含む）を指す。

2 エアロビック、パルクールの男女の登録役員、指導者、審判員およびその愛好者は、本規程でいう役員等から除外し、当該加盟団体が定める関連諸規程に従って活動するものとする。

(競技精神)

第3条 スポーツとしての体操を愛好し、ルールを守り、スポーツにおける公正の精神とマナーを尊び、体操の向上と発展に自ら貢献しようとする意志を持つものとする。

2 役員等が競技会に参加するに当たっては、競技会主催者が規定する参加規約に従うものとする。

(役員等における商行為の実施)

第4条 役員等は、自らの責任において、次の各号の商行為をすることができる。

(1) 体操の普及・発展を目的とした体操教室、講習会の開催、あるいはそれに協力すること

(2) 映画、演劇、テレビ・ラジオ放送、雑誌・新聞などの座談会、その他これに準ずるイベント等に出演すること

2 上記商行為を行うに際しては、第6条の禁止されている商行為、ならびに別に定める倫理規程の違反行為に触れることなく、競技者自身の名誉を傷ついたり、体操の健全な普及・発展を妨げることは厳に慎まなければならない。

(商行為の実施における届出)

第5条 役員等は、第4条に示す商行為をするにあたって、本会に届け出なくてもよい。ただし、商行為の内容に疑義がある場合、事前に本会に届け出て、助言を得る。

(役員等において禁止される商行為)

第6条 本会の主催する競技会において、本会の承諾なしに商行為をしてはならない。

(賞金などの受け取り)

第7条 役員等は、賞金、報奨金、謝金、その他の収入、賞品について、原則として価格に関わらず、本人に授与する。

附則

この規程は、公益財団法人日本体操協会の設立の登記の日から施行する。

平成 25年 3月 17日 制定

平成 31年 3月 9日 改定

平成 31年 3月 9日 施行